

学校教育法等の一部を改正する法律（関係条文のみ抜粋）

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（第一条関係）（平成二十年三月三十一日まで）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>目次</p> <p>第二章 総則（第一条―第十五条）</p> <p>第三章 義務教育（第十六条―第二十一条）</p> <p>第四章 幼稚園（第二十二条―第二十八条）</p> <p>第五章 小学校（第二十九条―第四十四条）</p> <p>第六章 中学校（第四十五条―第四十九条）</p> <p>第七章 高等学校（第五十条―第六十二条）</p> <p>第八章 中等教育学校（第六十三条―第七十一条）</p> <p>第九章 特別支援教育（第七十二条―第八十二条）</p> <p>第十章 大学（第八十三条―第一百四十一条）</p> <p>第十一章 高等専門学校（第一百五十一条―第一百五十三条）</p> <p>第十二章 専修学校（第二百二十四条―第二百三十三条）</p> <p>第十三章 雑則（第二百三十四条―第二百四十二条）</p> <p>第十四章 罰則（第二百四十三条―第二百四十六条）</p> <p>附則</p>	<p>（新設）</p>

<p>第二章 義務教育</p> <p>第二十一条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法（平成十八年法律第二十号）第五条第二項に規定する目的を實現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。</p> <p>一 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。</p> <p>二 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。</p> <p>三 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。</p> <p>四 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。</p> <p>五 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。</p> <p>六 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。</p> <p>七 生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。</p>	<p>（新設）</p>
--	-------------

- 八 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通して体力を養い、心身の調和的発達を図ること。
- 九 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 十 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

第三章 幼稚園

第二十二條 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

(新設)

第二十三條 幼稚園における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

(新設)

- 一 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
- 二 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
- 三 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
- 四 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。

こと。

- 五 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

第四章 小学校

第二十九條 小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする。

第三十條 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

第二章 小学校

第十七條 小学校は、心身の発達に応じて、初等普通教育を施すことを目的とする。

第十八條 小学校における教育については、前条の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- 一 学校内外の社会生活の経験に基づき、人間相互の関係について、正しい理解と協同、自主及び自律の精神を養うこと。
- 二 郷土及び国家の現状と伝統について、正しい理解に導き、進んで国際協調の精神を養うこと。
- 三 日常生活に必要な衣、食、住、産業等について、基礎的な理解と技能を養うこと。
- 四 日常生活に必要な国語を、正しく理解し、使用する能力を養うこと。
- 五 日常生活に必要な数量的な関係を、正しく理解し、処理する能力を養うこと。
- 六 日常生活における自然現象を科学的に観察し、処理する能力を養うこと。

② 前項の場合においては、生涯にわたり学習する基礎が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを適用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

第三十一条 小学校においては、前条第一項の規定による目標の達成に資するよう、教育指導を行うに当たり、児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない。

第三十六条 学齢に達しない子は、小学校に入学させることができない。

第四十二条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第四十三条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

第五章 中学校

第四十五条 中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする。

第四十六条 中学校における教育は、前条に規定する目的を表現するため、第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

七 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養い、心身の調和的発達を図ること。

八 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸等について、基礎的な理解と技能を養うこと。

(新設)

第十八条の一 小学校においては、前条各号に掲げる目標の達成に資するよう、教育指導を行うに当たり、児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない。

第二十七条 学齢に達しない子女は、これを小学校に入学させることができない。

(新設)

(新設)

第三章 中学校

第三十五条 中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、中等普通教育を施すことを目的とする。

第三十六条 中学校における教育については、前条の目的を表現するため、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

一 小学校における教育の目標をなお十分に達成して、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。

二 社会に必要な職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

三 学校内外における社会的活動を促進し、その感情を正しく導き、公正な判断力を養うこと。

第四十九条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十五条及び第三十七条から第四十四条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第四十六条」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第四十六条」と読み替えるものとする。

第六章 高等学校

第五十条 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

第五十一条 高等学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
- 二 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。
- 三 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。

第四十条 第十八条の二、第二十一条、第二十五条、第二十六条、第二十八条から第三十二条まで及び第三十四条の規定は、中学校に、これを準用する。この場合において、第十八条の二中「前条各号」とあるのは、「第三十六各号」と読み替えるものとする。

第四章 高等学校

第四十一条 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

第四十二条 高等学校における教育については、前条の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- 一 中学校における教育の成果をさらに発展拡充させて、国家及び社会の有為な形成者として必要な資質を養うこと。
- 二 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な技能に習熟させること。
- 三 社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、個性の確立に努めること。

第六十二条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十七条第三項から第十二項まで及び第四十二条から第四十四条までの規定は、高等学校に準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第五十一条」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第五十一条」と読み替えるものとする。

第七章 中等教育学校

第六十三条 中等教育学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、義務教育として行われる普通教育並びに高度な普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする。

第六十四条 中等教育学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
- 二 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。
- 三 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。

第六十七条 中等教育学校の前期課程における教育は、第六十三条に規

第五十二条 第十八条の二、第二十一条、第二十八条第三項から第十二項まで及び第三十四条の規定は、高等学校に、これを準用する。この場合において、第十八条の二中「前条各号」とあるのは、「第四十二各号」と読み替えるものとする。

第四章の二 中等教育学校

第五十一条の二 中等教育学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、中等普通教育並びに高等普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする。

第五十一条の三 中等教育学校における教育については、前条の目的を実現するために、次に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- 一 国家及び社会の有為な形成者として必要な資質を養うこと。
- 二 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な技能に習熟させること。
- 三 社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、個性の確立に努めること。

第五十一条の六 中等教育学校の前期課程における教育については、第

定する目的のうち、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に
応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを実現するため
、第三十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

② 中等教育学校の後期課程における教育は、第六十三条に規定する目
的のうち、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教
育を施すことを実現するため、第六十四条各号に掲げる目標を達成す
るよう行われるものとする。

第八章 特別支援教育

第七十二条 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、
肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して
、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに
、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要
な知識技能を授けることを目的とする。

第七十四条 特別支援学校においては、第七十二条に規定する目的を表
現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又
は中等教育学校の要請に応じて、第八十一条第一項に規定する幼児、
児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるもの
とする。

第八十二条 第二十六条、第二十七条、第三十一条、第四十九条及び第
六十二条において読み替えて適用する場合を含む。）第三十二条、

五十一条の二に掲げる目的のうち、小学校における教育の基礎の上に
、心身の発達に応じて、中等普通教育を施すことを実現するために、
第三十六条各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

② 中等教育学校の後期課程における教育については、第五十一条の二
に掲げる目的のうち、心身の発達に応じて、高等普通教育及び専門教
育を施すことを実現するために、第五十一条の三各号に掲げる目標の
達成に努めなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

第三十四条（第四十九条及び第六十二条において適用する場合を含む
。）第三十六条、第三十七条、第二十八条、第四十九条及び第六十
二条において適用する場合を含む。）第四十二条から第四十四条ま
で、第四十七条及び第五十六条から第六十条までの規定は特別支援学
校に、第八十四条の規定は特別支援学校の高等部に、それぞれ適用す
る。